

# 茨城県アンサンブルコンテスト実施規定

## ◎ 総 則

- 第1条 茨城県アンサンブルコンテストは、各地区大会で選出されたグループが参加して毎年12月に実施する。
- 第2条 実施会場は、その年ごとに一般社団法人 茨城県吹奏楽連盟理事会でこれを定める。
- 第3条 選出母体となる地区吹奏楽連盟（以下「地区連盟」という）は次の通りとする。  
          県東地区          県南地区          県西地区          県北地区          中央地区
- 第4条 理事会は毎年8月末日までに、その年度の茨城県アンサンブルコンテストについての参加要項など必要事項を決定する。

## ◎ 実施部門 および 参加人員

- 第5条 実施部門は次のとおりとし、参加団体は所属する部門に参加するものとする。ただし、定時制課程・通信制課程の高等学校は「職場・一般部門」あるいは「高校生部門」どちらか一方への参加を認めるものとする。
- (1) 小学生部門                          (2) 中学生部門                          (3) 高校生部門  
          (4) 大学部門                          (5) 職場・一般部門
- 第6条 各グループの編成は、3名以上8名までとする。原則として地区大会の参加人数を越えてはならない。
- 第7条 1団体から地区大会に出場できるグループ数は各地区の決定による。ただし3グループを下回らないものとする。

## ◎ 資 格

- 第8条 各部門の参加資格は次のとおりとする。
- (1) 一般社団法人 茨城県吹奏楽連盟の加盟団体で、本年度連盟会費を定例総会までに納入した団体の団員であること。  
      ※ 新規加盟団体に限り、大会参加申込締切までに加盟した団体の大会出場を認める。
- (2) 小学生部門  
      構成メンバーは、小学校に在籍している児童とする。  
      参加形態は以下のとおりとする。  
          ① 単独校 従来どおりの参加形態  
          ② 合同バンド  
              部員不足により、単独の学校単位で本大会に参加できない小学校が、学校長の許可のもと編成する団体。ただし、1つの合同バンドからの参加は1グループのみとする。  
          ③ 地域バンド  
              任意の個人または団体が組織し、小学生<sup>※1</sup>で構成された団体。
- (3) 中学生部門  
      構成メンバーは、中学校に在籍している生徒とする。（同一経営の学園内、または同一団体内の小学生<sup>※1</sup>の参加は認める。）  
      参加形態は以下のとおりとする。  
          ① 単独校 従来どおりの参加形態  
          ② 合同バンド  
              部員不足により、単独の学校単位で本大会に参加できない小学校が、学校長の許可のもと編成する団体。ただし、1つの合同バンドからの参加は1グループのみとする。  
          ③ 地域バンド  
              任意の個人または団体が組織し、小学生<sup>※1</sup>、中学生<sup>※2</sup>で構成された団体。

(4) 高校生部門

構成メンバーは、高等学校に在籍している生徒（同一経営の学園内小学生・中学生の参加は認める）とする。ただし、定時制課程・通信制課程の高等学校※に在籍する生徒は以下の条件を満たす生徒のみとする。

※平成19年4月2日から平成22年4月1日生まれの生徒

参加形態は以下のとおりとする。

① 単独校 従来どおりの参加形態。

② 合同バンド

部員不足により、単独の学校単位で本大会に参加できない高等学校が、学校長の許可のもと編成する団体。ただし、1つの合同バンドからの参加は1グループのみとする。

③ 地域バンド

任意の個人または団体が組織し、小学生※<sup>1</sup>、中学生※<sup>2</sup>、高校生※<sup>3</sup>で構成された団体。

注：部員不足により、学校単位で本大会に参加できなくなる小・中学生や高校生に参加の機会を広げる趣旨で合同バンドや地域バンド等の参加を認める。

※1 小学生

学校教育法で定める小学校、義務教育学校前期課程、特別支援学校の小学部に在籍する児童をいう。

※2 中学生

学校教育法で定める中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校の中学部に在籍する生徒をいう。

※3 高校生

学校教育法で定める高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校の高等部に在籍する生徒をいう。

(5) 大学部門

構成メンバーは、同一大学（大学院も含む）に在籍している学生とする。ただし、管楽器・打楽器・コントラバス専攻学生の参加は認めない。

(6) 職場・一般部門

構成メンバーは当該団体の団員とする。ただし、次の第9条に該当するメンバーおよび職業演奏家の参加は認めない。

第9条 同一奏者が二つ以上のグループに重複して出演することは認めない。

第10条 参加者の資格に疑義あるときは、出演停止または入賞取り消しの処分をすることがある。

◎ 編成・演奏

第11条 編成は木管楽器、金管楽器、打楽器、コントラバスによるものとする。ただし、コントラバスのみによる編成およびリコーダーの使用は認めない。

2 同一パートを2名以上の奏者で演奏することは認めない。

3 独立した指揮者は認めない。

4 楽器をまったく使用しない演奏(手拍子や足踏み等のみ)は認めない。

5 ピアノ、チェレスタ、チェンバロ、オルガン等の鍵盤楽器及びハープの使用は認めない。

第12条 演奏者は、原則として地区大会と同一メンバーとする。万が一メンバーの変更の要が生じた場合、その理由と変更メンバーを事前に各地区長を通して申請し、理事長の承認を得るものとする。緊急の場合は当日受付時刻までに出演者変更届（ホームページからダウンロード）を本部まで提出すること。ただし、楽器の変更は認めない。

## 《出場者変更に関して》

当日メンバーの一人が病気（または、やむを得ない事情により）のため欠席した場合の対応

- (1) 申込時の編成が三重奏の場合、メンバーを補充せずに演奏することは認めない。
- (2) 欠席者の代わりにメンバーを補充しないで演奏する場合
  - ・欠席者氏名、欠席事由を付して理事長宛にメンバーを補充しない旨の届け（出場者変更届）を提出。
  - ・プログラムは元の編成で表記する。
  - ・編曲許諾は必要ない。
  - ・上部大会には欠席者を含め申込時の編成（パート、氏名記載）で出場することができる。
- (3) 欠席者に代わりメンバーを補充して演奏する場合
  - ・出場者変更届を提出（県連盟のホームページに様式有り）
  - ・上部大会には当日出演したメンバーで推薦する。上部大会で本メンバーに戻す場合は、県理事長に出演者変更届を提出する。

**第13条** 出演グループは任意の1曲を演奏して審査を受けるものとする。組曲も1曲とみなす。演奏曲は地区大会で演奏したものとする（楽章の変更は認めない）。

**第14条** 演奏時間は5分以内とし、これを超過した場合は失格とし、審査の対象としない。

**第15条** 演奏は、原則としてステージ上で行う。ただし、オフステージでの演奏を希望する団体は、申込時に一般社団法人 茨城県吹奏楽連盟に申請し、許可を受けることとする。また、演奏者が何らかの理由により移動しなければならない場合は、ステージ上を移動することとし、演奏中舞台裏を上手から下手または下手から上手に移動することはできない。

**第16条** 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者の許諾を受けなければならない。この許諾を受けずにコンテストに出演することは認めない。

※ 作曲者の死後（没後）70年（国によっては50年）を経っていない大半の作品には著作権が存在する。

※ 編曲の管理は日本著作権協会ではなく著作権者（作曲者または楽譜出版社）が行っている。

※ 出版楽譜においても日本国内で演奏許諾がないものがある。

**第17条** 地区大会を実施する部門の出演順は実行委員会において決定する。地区大会において、出場数20グループ未満の場合は原則として録音による審査とする。

地区大会を実施しない部門の出演順は公開抽選により決定する。なお、部門日程はアンサンブル事業部において決定する。

**第18条** 演奏開始時刻に間に合わなかった団体は、原則失格とし、審査の対象としない。

## ◎ 演奏に関する諸権利

**第19条** 茨城県アンサンブルコンテスト出演に伴うすべての演奏に関して、下記のすべての権利は一般社団法人 茨城県吹奏楽連盟に帰属し、一般社団法人 茨城県吹奏楽連盟がこれを利用することについてコンテスト出演者は何らの異議を述べることができない。

- (1) ラジオ、テレビ等の放送をすること。
  - (2) 利用の目的を問わず、録音・撮影をすること。
  - (3) DVD・CD等制作のための撮影・録音、および複製販売をすること。
  - (4) 写真を撮影し、その写真を複製すること。またそれらを頒布販売すること。
- ※ 参加申込書を提出した時点で、上記内容を承諾したものとみなす。

## ◎ 審査員および表彰

**第20条** 審査員の数は、原則として7名とし、審査員名は9月1日にホームページに掲載する参加要項にて公表する。

**第21条** 審査員の公表後は、当該年度の審査員に、当該団体のアンサンブルコンテストが終了するまで指導を依頼したり指導を受けたりしてはならない。また、審査員への金品等の贈与は禁止する。

- (1) 上記に違反したことが発覚した場合、または主催者が違反行為に該当すると判断した場合は、その年度における当該団体のアンサンブルコンテスト参加を認めない。大会終了後に発覚した場合はその年度の入賞を取り消しとする。当該審査員においては、次年度以降一般社団法人 茨城県吹奏楽連盟が主催するコンクールおよびコンテスト等への審査の依頼を行わない。（ここでいう主催者とは理事会を示す）
- (2) 審査結果について直接審査員に問い合わせること、異議申し立てをすることを禁止する。万が一その事実があった場合は賞を取り消し、次年度の参加を認めない場合がある。

**第22条** 審査員の委嘱後、審査員各個人の理由により、審査員総数の7分の1以内の人員に審査不能の状態が生じ、補充が困難な場合は減員のまま審査を行うものとする。

**第23条** 表彰は次のとおりとする。

- (1) 地区大会においては、「優秀賞」「優良賞」「奨励賞」「努力賞」のいずれかを贈る。
- (2) 県大会においては、「金賞」「銀賞」「銅賞」「努力賞」のいずれかを贈る。

### ◎ 審査基準

**第24条** 次の集計方法を用いて順序をつけ、各賞の判断基準とする。

- (1) 審査員評価(技術点・表現点)のうち、審査員別の最高点・最低点をそれぞれ除いた合計。
- (2) 同点により賞の決定や代表決定が困難な場合には、以下の方法により賞および代表グループを決定する。
  - ① 対象グループを比較し、審査員ごとの合計点を席次点に換算。順位合計が少ないグループを上位とする。
  - ② ①での順位合計が同じであった場合は、同点を付けた審査員にのみ該当グループに順位を付けてもらい、改めて席次点合計を算出し判定する。
  - ③ ②でも判定がつかない場合には、審査員全員の協議（投票）で判定する。
- (3) 地区大会の集計方法については、各地区の判断による。

### ◎ 地区代表推薦

**第25条** 中学生、高校生部門は、県内5地区毎に地区大会を開催し、各部門で推薦を受けたグループは、地区代表として出場する資格が与えられる。

- (1) 推薦を受ける地区代表グループ数は、本年度の各地区参加グループ数を基準として、その年度ごとに決定する。
- (2) 県大会へ1団体より推薦出場を認められるグループ数 ..... 3グループ以内

**第26条** 小学生、大学、職場・一般部門は地区大会を行わずに直接県大会とする。

県大会へ1団体より出場を認められるグループ数 ..... 3グループ以内

**第27条** 地区大会から県大会へ推薦されたグループが出場不可能になった場合は、次点に推薦されたグループが出場できる。ただし、県大会申し込み締め切りまでに手続きが完了した場合に限る。

### ◎ 茨城県代表推薦

**第28条** 県大会において各部門の推薦を受けたグループは、下記のとおり東関東大会に茨城県代表として出場する資格が与えられる。ただし、高校生部門に出場した合同バンド、地域バンド、定時制課程・通信制課程の高等学校はその限りではない。

令和7年度 東関東アンサンブルコンテスト 茨城県代表団体数一覧

部	小学生	中学生	高等学校	大学	職場・一般
代表数	5	7	7	2	6

東関東大会へ1団体より推薦出場を認められるグループ数 ..... 2グループ以内

◎ その他

**第29条** 茨城県アンサンブルコンテスト実施にあたって理事会が必要と認めた場合は、共催または後援団体を持つことができる。また、賞状・賞品の授与を受けることができる。

**第30条** 茨城県アンサンブルコンテストの実行委員会委員はその年度ごとに選出する。

**第31条** その他開催上の細目については実行委員会が定める。

**第32条** (附則)

- 1 この規定は、平成28年2月6日より施行する。
- 2 平成31年2月 3日 一部改訂  
令和 2年4月23日 一部改訂  
令和 4年4月29日 一部改訂  
令和 4年9月13日 一部改訂  
令和 6年8月31日 一部改訂  
令和 7年8月31日 一部改訂